

一般社団法人千代田区スポーツ協会 定款施行規則

一般社団法人千代田区スポーツ協会（以下「本会」という。）は、定款の適正な運用及び事業の円滑な執行を図るため、定款各規定に基づき、定款施行規則（以下「本規則」という。）を次のとおり定める。

第1章 事業

（事業の実施に係る規約等）

第1条 本会が定款第4条及び第5条に規定する事業を行うため必要な規約ないし規程等は、理事会において別に定める。

第2章 会員

（正会員資格）

第2条 定款第3条の目的に賛同する団体で、次の各号の要件を備えるものとする。

- (1) その団体の設立目的が、本会の目的・事業に沿ったものであること。
- (2) その団体がアマチュアスポーツ及びレクリエーションとして、広く認められているものであること。
- (3) 当該種目に関し、組織規模その他において区を統括代表する団体、又はそれに準ずるものであると認められるものであること。
- (4) その団体の本部または事務所が区内に所在すること。
- (5) 区民がその団体へ加入の場合、機会均等であること。
- (6) 本会の定款、各種規程及び総会の決定を遵守できる団体であること。

（入会手続）

第3条 本会に入会しようとする団体は、次の事項を記載した入会申込書（会員一様式1）を提出しなければならない。

- (1) 団体名、事務所又は事業所の所在地
- (2) 団体設立の目的、設立年月日、規約
- (3) 役員名簿、会員数
- (4) 団体の活動実績及び事業計画
- (5) その他参考となる資料

（審査）

第4条 加盟申込書を受理した場合、本会常務理事会において審査を行う。

2 常務理事会において第2条に定める基準に適合すると判断した場合、その結果を

理事会に報告し、理事会の決議を経て社員総会の承認を得るものとする。

3 入会審査の結果、拒否事由が認められる場合には、当該団体の入会申込を拒否しなければならない。この場合には、入会申込者に対しその結果を通知するとともに、理事会及び社員総会において報告を行わなければならない。

(退会)

第5条 本会を退会しようとする団体は、別に定める退会届（会員一様式2）を提出する必要がある。

2 退会届が提出された場合、会長はその旨を書面にて理事に報告を行う。

(正会員の入会金及び年会費)

第6条 定款第8条に定める入会金及び会費の額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入会金 0 円
- (2) 年会費 25,000 円

(会費の納付)

第7条 毎事業年度の開始の日（4月1日）に本会に所属する会員は、当該年度中に会費を全額納付しなければならない。なお、年度途中に入会する者の会費についても同額を納めるものとする。

第3章 賛助会員

(賛助会員資格)

第8条 定款第3条の目的に賛同する個人、団体及び企業で、次の各号の要件を備えるものとする。

- (1) 入会理由が本会の目的・事業が本会の目的や事業に賛同していること
- (2) 本会の定款、各種規程及び総会の決定を遵守すること。

(入会手続き・審査・退会等)

第9条 第3条から第5条及び第7条の規定は、賛助会員に準用する。

(賛助会員の入会金及び会費)

第10条 定款第8条に定める入会金及び会費の額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入会金 0 円
- (2) 賛助会費 1口 5,000 円

第4章 総会

(総会招集の決定事項)

第11条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、定款第16条に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する書面の提出期限、白紙委任状の取扱いその他代理人による議決権の行使に関する事項
- (2) 定款第16条第4項に基づく書面または電磁的方法による議決権行使の期限（招集通知を発した日から1週間を経過した日以後の時に限る。）
- (3) その他法令で定める事項

(議事録)

第12条 総会の議事録は、次の各号に掲げる事項その他法令で定める事項を記載するものとする。

- (1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存在しない理事、監事及び社員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 議事録に記載すべきものとして法令で定める意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (4) 総会に出席した理事、監事及び社員の氏名又は名称
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 役員

(理事の種別について)

第13条 定款第23条第1項に定める理事は次の2種類に種別する。

- (1) 加盟団体推薦理事
- (2) 理事会推薦理事

(役員等の候補者の選出等)

第14条 理事会は、理事及び監事（以下「役員」という。）を選任する総会の決議にあたり、本条で定めるところに従って選出された役員等の候補者を議案として提出することができる。

- 2 加盟団体推薦理事の候補者は、各正会員から1名を選出する。
- 3 理事会推薦理事の候補者は、会務の運営を円滑に遂行するため必要があると認めるときに、理事会の決議を経て選出することができる。なお、理事会推薦理事の人数は、正会員数の3分の1以下とする。

4 監事の候補者は、正会員のうちから代表理事（会長）が適任者を推薦し、理事会の決議を経て監事候補者として推薦する。

（役員等の就任又は辞任の届出）

第15条 役員等に選任された者は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 役員等就任承諾書（役員一様式1）
- (2) 誓約書（役員一様式2）
- (3) その他法的に必要な関係書類

2 役員等を辞任しようとする者は、役員等辞任届（役員一様式3）を会長に提出しなければならない。

（候補者の承諾）

第16条 役員等の候補者を推薦するにあたっては、あらかじめ本人の承諾を得なければならぬ。

（解任役員等の弁明）

第17条 定款第28条の規定に基づいて解任する役員等に対しては、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

この場合、当該役員等に対し、総会の日の10日前までに、弁明の内容を書面で提出させることができる。

（役員の報酬等）

第18条 定款第29条に定める報酬等の支給の基準並びに費用の弁償の方法及び手続は、理事会の決議を経て別に定める。

第6章 理事会・常務理事会

（会議資料の送付）

第19条 理事会その他本章で定める会議に係る資料は、原則として招集通知とともに事前に構成員に送付しなければならない。やむを得ない事情がある場合には当日配布とする。

（出席対象者以外の出席について）

第20条 会長（代表理事）は、必要に応じ理事及び常務理事以外の者を理事会及び常務理事会に出席させることができる。

2 第1項の規定による出席者は、議長の許可を受けて、理事会及び常務理事会において意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

(常務理事会の決議等)

第21条 常務理事会の決議については定款第35条に準ずる。

2 常務理事会に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として議決権を行使し、又はあらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。この場合において、その構成員は出席したものとみなす。

(電話会議等)

第22条 理事会その他本章で定める会議の議長は、会議を開催するに当たり必要があると認めるときは、音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、会議の開催場所に出頭できない構成員を会議に出席させることができる。

2 前項の方法により出席した構成員は、会議に出席したものとみなす。
3 第1項の方法による理事会を開催した場合には、その議事録に理事会の開催場所に存しない構成員の名称、役職名及び出席方法を記載しなければならない。

(会議招集の省略)

第23条 緊急やむを得ない理由により、本章で定める会議（理事会を除く。）の招集が困難な場合、又は軽微な事項を審議する場合は、書面又はメール等をもって審議事項を示し、意見又は回答を求め、当該会議に代えることができる。

2 前項によって行われる会議の結果は、その会議の構成員に書面をもって報告しなければならない。

(議事録)

第24条 理事会の議事録は、次の各号に掲げる事項その他法令で定める事項を記載するものとする。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存在しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 定款第33条第3項に規定する請求を受けて招集したときは、その旨
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 議事録に記載すべきものとして法令で定める意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (6) 理事会に出席した理事、監事の氏名

- (7) 議長の氏名
- 2 常務理事会の議事録は、前項の規定に準じて作成するものとする。

第7章 委員会

(委員会の設置)

- 第25条 本会の事業の円滑な運営を図るため、本会に委員会を置く。
- 2 委員会は、別表1に定める所管事項につき、業務を処理し、事業を執行する。
- 3 委員会は、当該委員会のすべての委員をもって構成する。
- 4 委員のうち、1名を委員長とし、2名以内を副委員長とする。
- 5 委員長は、委員会を代表して会務を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行し、副委員長が欠けたとき又は副委員長に事故あるときには、委員長があらかじめ定めた順位に従い、その他の委員が委員長の職務を代行する。

(委員会の種別と役割)

- 第26条 本会に次の委員会を置く。
- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 事業委員会
- (5) 表彰選考委員会
- (6) 倫理委員会
- 2 各委員会の業務は、会長及び理事長、理事会からの諮問事項及び別表に掲げる所管事項を処理する。

(委員の選任)

- 第27条 委員長は、理事長、副理事長、又は常務理事の中から、会長が推挙し、理事会の決議により選任する。
- 2 委員は、理事会において選任し、副委員長は、委員の中から互選で選出する。
- 3 定款第27条から第29条の規定は、委員長、副委員長及び委員について準用する。

(委員会の会議)

第28条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員会の招集、議事、決議及び議事録については、第19条から第24条までの規定を準用する。ただし、別段の定めを置くことを妨げない。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見等を求めることができる。ただし、委員以外の者は議決に加わることができない。

(特別委員会)

第29条 本会は必要に応じ理事会の決議を経て特別委員会を置くことができる。

- 2 前項の特別委員会がその任務を終了したときは、理事会の決議を経て解散する。
- 3 第27条、第28条の規定は、特別委員会についても準用する

第12章 事務局

(所管事項)

第30条 事務局は、次の事項を掌る。

- (1) 会務の執行に関する業務
 - (2) 各委員会の管掌事項に関する事務
 - (3) 会議開催に関する事務
 - (4) 本会内における連絡に関する事務
 - (5) 行政及び他団体との連絡に関する事務
 - (6) 物品の購入及び管理に関する事務
 - (7) 文書の起案及び発受信に関する事務
 - (8) 財産の管理及び金銭の出納に関する事務
 - (9) その他必要な事務
- 2 事務局長は、前項各号に関し職員の指導監督を掌る。
 - 3 常勤の役員の常勤の場所は事務局とする。
 - 4 事務局及び職員に関し必要な規則は、理事会の決議を経て別に定める。

第13章 雜則

(旅費規定及び慶弔規定)

第31条 旅費及び慶弔に関する規定については理事会の決議を経て別に定める。

(定款及びこの規則に定めない事項の取扱い)

第32条 定款及びこの規則に定めない事項又はこの規則の解釈に疑義を生じた事項については、理事会の決議に従うものとする。

(規則の改廃)

第33条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

令和7年7月7日一部改正（第26条）

別表1

委員会	所管事項
総務委員会	1. 総会・会議に関する事項。 2. 規約・諸規程の制定、改廃に関する事項。 3. 加盟団体に関する事項。 4. 他の委員会に属さない事項。
財務委員会	1. 予算・決算に関する事項。 2. 補助金・会費及び本会の運営に要する経費に関する事項。 3. その他財務に関する事項。
事業委員会	1. 大会・競技会・講習会・研修会の企画運営に関する事項。 2. スポーツ少年団に関する事項。 3. その他、協会の事業に関する事項。
広報委員会	1. 協会の広報活動に関する事項。 2. 本会ホームページに関する事項。 3. 会報誌の編集・発行に関する事項。
表彰委員会	1. 被表彰者の選出・決定に関する事項。 2. その他、協会の表彰に関する事項。